

15. 財産処分の手続

15-1. 財産処分

- (1) 取得財産等の処分を制限する期間（5年）に取得財産等を処分（本補助金の事業の目的に反し、使用、譲渡、交換、貸付、廃棄、担保に供すること）することは財産処分に該当します。（ただし、付帯設備は取得価格が単価50万円以上のものが対象です。）
- (2) 「取得財産等の処分を制限する期間」にやむを得ず処分を行うときは、センターへ事前の届出が必要であり、また原則として補助金の返納が必要となります。
- (3) センターが財産処分手続により返納不要と認める処分
- ア. 取得財産等の処分が本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるもの。
（天災または過失のない事故等により補助対象充電設備等が使用不可能となり廃棄処分をする場合。）
 - イ. 住宅および建築物等に充電設備等が設置された場合における、当該住宅および建築物等の譲渡と併せて行われる当該充電設備等の譲渡。
 - ウ. 申請者が所有していない土地に充電設備等が設置される場合において、当該土地所有者の意向による土地の利用用途の変更に伴う当該充電設備等の処分であり、更に処分後も引き続き当該充電設備等が本補助目的の達成を図るために利用されるものとしてセンターが認めるもの。
 - エ. その他センターが充電設備の普及の促進に特に必要と認める処分。

15-2. 処分をする場合の手続と注意事項

(1) 手続について

- ・取得財産等を処分する前にセンターに「財産処分承認申請書（様式22）」を提出してください。
- ※必要に応じてセンターが「実施状況等報告書（様式32）」を求めることがあります。
- ・センターは、「財産処分承認申請書（様式22）」を受けて処分内容を判断し承認する場合には、「財産処分承認通知書（様式23）」をもって通知します。
- ※センターの承認前に処分してはいけません。
- ・処分完了後、「実施状況等報告書（様式32）」にてセンターに報告する義務があります。

(2) 注意事項

ア. 補助金の扱い

- ・保有期間や処分の事由等によって、センターが指示する金額の補助金を指定する期限までに返納しなければなりません。なお、期限までに返納しない場合は、延滞金が発生します。
- ・補助金の返納が完了するまで、新しい補助金の申請はできません。
- ・取得財産等を処分することによって収入があるとセンターが判断する場合は、その収入の全部または一部の納付を求めることがあります。
- ・返納の有無や返納額は提出された書類の内容に基づき審査いたします。

イ. センターの承認を得ずに処分した場合

- ・保有義務期間または処分制限期間内に処分したことが判明した場合は、交付された補助金の全額の返納を求めることがあります。
- ・上記の場合は、補助金を受領した日から返納の日までの日数に応じて加算金の納付も併せて求めることがあります。
- ・返納の有無や返納額は提出された書類の内容に基づき審査いたします。

15-3. 充電設備の移設

※センターの指示を受ける前に移設してはいけません。

充電設備を移設する場合は（同一敷地内を含む）、「実施状況等報告書（様式32）」を用いて速やかにセンターへ報告し、センターの指示を受ける必要があります。